

平成 29 年 10 月 吉日

お取引先様 各位

兵庫県赤穂市中広 1370 番地 1  
株式会社横山サポートテック  
代表取締役 横山淳平

## 蛍光ランプ類の取扱いについて

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

敬具

### 記

この度、水銀を含有する産業廃棄物の取扱いについて廃棄物処理法施行等の改正があり、平成 29 年 10 月 1 日より施行されます。

蛍光ランプ等については水銀使用製品産業廃棄物として定義されるとともに処理基準が追加されました。その為、弊社施設で破碎処理をすることが出来なくなりました。

廃蛍光ランプなどの水銀使用製品産業廃棄物が他の廃棄物と混合したものについても中間処理をすることができませんのでバツカン、コンテナへの混入が無き様お取扱ください。

今後の対応については、水銀使用製品産業廃棄物（蛍光ランプ、HID ランプ、放電ランプ等）の収集運搬過程における積替え保管の許可申請をしており、専門処理業者と排出事業者様で処分契約を締結していただき、弊社積替え保管施設を経由して処分先へ搬入する形態での処理をご提案させて頂きたいと存じます。

積替え保管許可については兵庫県へ変更届を提出しており、運用が可能となる見通しですが、処分をお急ぎの場合、処分先施設へ直行する収集運搬での処分対応も可能です。今後の運用につきましては処分業者での中間処理費と直送費用、または弊社の積替え保管施設からの 2 次運搬価格を計上した新価格にて御見積をさせていただきます。

今後、お客様での廃蛍光ランプ等の保管については他の廃棄物と混合するおそれのないように仕切りを設ける等の措置が必要となります。

大変お手数をお掛けしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

※環境省 HP 水銀廃棄物ガイドラインをご参照ください。

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>

以上